

平成 30 年 10 月 10 日

◎池脇委員長 ただいまから危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

(12 時 59 分開会)

《委員長報告取りまとめ》

◎池脇委員長 御報告いたします。高橋委員から、所用のため本日の委員会を欠席したい旨の連絡がっております。

本日の委員会は、「委員長報告の取りまとめについて」であります。

委員長報告の文案については、お手元に配付してありますので、この内容の検討をお願いいたします。

報告書案を書記に朗読させます。

◎書記 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第 1 号議案、第 4 号議案、第 5 号議案、第 6 号議案、第 7 号議案、第 10 号議案、第 11 号議案、議発第 1 号議案、以上 8 件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、健康政策部についてであります。

第 1 号「平成 30 年度高知県一般会計補正予算」のうち、地域医療情報ネットワークシステム構築事業費補助金について、執行部から、医療機関や薬局、介護系事業所などの医療や介護に関する情報を共有するシステムの構築に向け、参加予定施設の現地調査や説明会の開催といったシステムの導入支援に要する経費であるとの説明がありました。

委員から、できるだけ多くの医療機関等に参加してもらうことが望ましいと思うが、例えば小規模な医療機関等ではシステムを運営できるオペレーターがいないなど、現状で把握できている課題などはあるのかとの質疑がありました。

執行部からは、コンピューターの設置費用や毎年のランニングコストといった経費負担が生じるが、メリットを伝えることで導入に向けた意欲向上につなげていきたい。

また、小規模な診療所等では専属のオペレーターがいないことから、エンジニアがシステムの説明を個別に行うことにより理解につなげていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、当該ネットワークシステムについては、国が推奨して全国的に導入が進められているものかとの質疑がありました。

執行部からは、国は全国展開を目指しており、平成 30 年 8 月時点では宮城県、徳島県、沖縄県において、小さな病院や診療所も含めて双方向で情報が参照できるものが運用されていると聞いているとの答弁がありました。

次に、文化生活スポーツ部についてであります。

議発第1号「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例議案」について、提出委員より、県、県民、自転車利用者のそれぞれの責務や役割を明らかにするとともに、交通安全教育を通じて自転車利用者の安全利用に関する意識の向上等を図ることが必要であることから、自転車の安全で適正な利用を促進し、県民誰もが他人を思いやり、子供や高齢者など交通弱者が脅かされることなく安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、この条例議案を提案するとの説明がありました。

続いて執行部から、この条例は交通安全教育の実施、また児童等へのヘルメットの着用を初めとする自転車利用における安全確保、自転車損害賠償保険の加入など、自転車の安全で適正な利用を促進することで、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指したものであり、県民の交通安全に大きく資するものだと考えているとの参考意見がありました。

委員から、「自転車利用者は、自転車が関係する交通事故の防止に関する知識の習得に努めなければならない」とあるが、これは児童にも求めるものか。また、求めるとすれば、そういったことが可能なのかとの質疑がありました。

提出委員からは、県内における自転車事故の約9割は自転車側に過失・違反があることから、県、家庭、学校による重層的な自転車交通安全教育を受ける仕組みを構築することが重要であるため、保護者に子供に対する安全教育を行う努力義務を課すとともに、小中高を初めとする各学校の長に子供の発達段階に応じた安全教育を行う努力義務を課しているとの答弁がありました。

さらに委員から、「県は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるもの」とあるが、どういったことを想定したものかとの質疑がありました。

提出委員からは、愛媛県では高校生の自転車乗車用ヘルメットの購入費を補助する事業があり、高校生のヘルメットの着用率が飛躍的に向上している。予算の調製権は知事にあるが、当該条例が成立すれば、条例の目的を達成するための事業が適切に実施されるよう、議会としても対応していきたいとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

文化スポーツ部についてであります。

「高知県立大学等の蔵書の除却処理について」、高知県立大学法人の中澤理事長及び高知県立大学の野嶋学長らに参考人として出席を求め、参考意見を聴取しました。

参考人からは、新たな永国寺図書館への蔵書移転に際し、旧図書館に所蔵されていた図書資料のうち約3万8,000冊の除却を決定し、教員研究室等で引き取った本や雑誌を除く図書を焼却などした。除却を決定した図書に関しては、学外にも広く活用の道を探ることが必要であったと考えており、深く反省している。このため、外部の有識者などで構成す

る検証委員会を設置し、一連の経過を検証するとともに、今後は図書館の運営、そして大学の運営、改革に生かしていくとの説明がありました。

委員から、当初準用していたとされる除籍図書取扱内規には、「除籍を決定した図書は移管、希望者への譲渡等により処理する。ただし、個人または団体のプライバシーを侵害するおそれのあるもの等は焼却する」とあるが、大学名や教授名が記載されていることがプライバシーを侵害するおそれに当たるのか。また、現在の図書管理細則でも「廃棄、贈与又は売却のいずれかによる」とされており、細則及び内規に基づけば焼却の前に移管、希望者への譲渡等が優先されると思うが、どう判断されたのかとの質問がありました。

参考人からは、当時は大学名や教授名の記載がある図書に関しては譲渡等をすべきではないと強く認識しており、細則に基づき廃棄していたものであるが、その手法として内規を準用して焼却していた。現時点では誤った認識であったと思うが、それを改め、打破することができなかったとの答弁がありました。

さらに委員から、再活用の道を探ることができなかった要因はどこにあり、どうすれば改善の道につながると考えているのかとの質問がありました。

参考人からは、他の機関との連携により常に新たな情報を入手し、それを学内で共有して教員組織と事務局がともに考えて解決していくことができていなかった。今後は孤立することなく、他のネットワークとの連携の中で取り組んでいくことが重要だと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、他の機関との連携不足や誤った認識を修正できなかったことは、組織風土に問題があったのではないかと。検証委員会では図書館のあり方だけでなく、組織的な問題についても検討することが重要だと思うかどうかとの質問がありました。

参考人からは、図書の除却だけの問題ではないと認識しており、図書館の運営に係る組織的なことについても検証していただく。検証結果については、学内の全ての組織に広めていきたいとの答弁がありました。

さらに別の委員から、反省をした上でなお反省し、歴史ある高知県立大学でどうしてこういうことが起きたのかを追究して検証するとともに、不適切であったとの認識だけで終わることなく、県民の怒りを受けとめて、今後しっかりした運営を行い、高いレベルの大学に変わっていくことを全国に広めてもらいたいかどうかとの質問がありました。

参考人からは、県民の皆様への怒りや失望は、非常に痛切に感じるものがある。そのことを受けとめて、次のステップに進んでいきたいとの答弁がありました。

さらに別の委員から、図書館を大事にしていくことは、そこに納められている1冊の図書を大事にすることでもあり、大学関係者の重要な使命である。これからの高知県立大学の品位を高めていくためにも、図書館のありようを根本から議論し、今後の対応を図ってほしいとの要請がありました。

次に、公営企業局についてであります。

「障害者雇用について」、執行部から、公営企業局における障害者雇用の実態について改めて調査を行った結果、対象とすべき職員以外の者が含まれており、実際の雇用率は国への報告を下回ることが判明した。雇用率を上げるために対象とならないことが明らかな職員を故意に加えていたものではないが、今回の反省点を踏まえ、法定雇用率を早期に満たすことができるよう、また障害者手帳の有無にかかわらず、障害のある職員が働きやすい環境を整備するよう、障害者の雇用に取り組んでいくとの説明がありました。

委員から、障害者手帳の所持の確認をとらず運用で加算していた4名の職員について医師に所見を求め、その結果「障害者手帳を持っていると考えることが一定理解できる」と判断された2名については、申請すれば手帳を所持できていたと証明したいのかとの質問がありました。

執行部からは、そういう意図はなく、医師の意見を参考に伺ったものであり、意見を得たからといって、実際に2名の方が手帳を所持していることと同様に判断することはできないと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、県には、障害のある方とともに働き、新たな作業や業務などをつくり上げ、それを民間企業に広げていく役割もあると思うので、そういった観点を持って、しっかり取り組んでもらいたい、との要請がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

◎池脇委員長 御意見をどうぞ。小休にします。

(小 休)

◎委員長報告の内容云々ではないんですけれど、ちょっと私もいろいろと議論もあって調べたんですけど、執行部がずっと除却という言葉を使ってきたじゃないですか。改めて広辞苑を引いてみますと、広辞苑には除却という言葉が載っていないんですね。いわゆる行政用語なのかと思いますけれども、今回の議論の中で出た除却ということについて図書の関係者にお聞きすると、まず除籍をして、そこから廃棄ということで、除却という言葉にすごく違和感があるというお話もお伺いしました。多分、除却イコール除籍という意味で使っていると思うんですよね。私は、除籍は問題ないと思っていて、そのあとの再活用の道を探らなかった、いわゆる廃棄に関することに、今回の一連の問題があったのではないかなと思っています。

最後には委員長から、1冊1冊の図書への思いを込めて発言をしていただきました。

この除却というのは、通常は有形固定資産を除却するとか、そういう全体的な物に対していうということで、やっぱりこういう考え方が1冊1冊の図書にかける思いががちょっ

と抜けているんじゃないかと思います。

今後こういった課題が出てくるかはわかりませんが、やっぱり除却という言葉がなかなかなじみがないというか、図書に関しては除籍があって、そのあとの廃棄について処理方法を考えるということで、やっぱりそういった認識を持って、一つ一つの本に取り扱いを気持ちを込めてやっていただきたいという思いがあります。

◎大学の資産という位置づけになっているから、資産を除却するという扱いになったんじゃないかと思うんですね。

◎だから、そこなんですよね。考え方として、結局、資産という大きな捉え方をするから、こういう話になるというか、やっぱり本来図書にかかわるいろいろな細則とかにしても、除籍があって、そこから廃棄であったり売却を含めて、除却というものがあるんですけど、そういったことが根本にないから、こういったことが出てきてしまうのではないかと思います。

図書に携わる人間からしたら、この除却という言葉には違和感を感じるし、もう少し図書1冊1冊に気持ちを込めて取り扱ってもらいたいという話もお聞きしました。

◎土地とかを処理する場合も除却っていうのか。

◎固定資産に対して除却です。

◎今回は、この言葉を使って参考人の方が説明されたのは事実なので、委員会からそういう意見があったことを伝えて、今後、検証委員会等で取り上げてもらえるのであればしてもらおうという形でどうですかね。

◎委員長報告の中身云々じゃないですけど、やっぱりそういった気持ちで取り扱ってもらいたい。

◎今後のあり方としては、また議論を深めていったらいいと思います。

◎池脇委員長 正場に復します。

それでは、ただいま協議いたしました文案により、本会議で委員長報告を行うことにいたします。

なお、細部の調整については、正副委員長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎池脇委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

《閉会中の継続審査》

◎池脇委員長 それでは、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。

当委員会は、閉会中も継続して審査並びに調査をしたいので、お手元に配付してある案のとおり申し出ることに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎池脇委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

《県外調査取りまとめ》

◎池脇委員長 次に、県外調査の取りまとめの件を議題といたします。

お手元に調査出張報告書(案)を配付しております。

それでは、石巻市で調査を行った「震災復興の取り組みと現状について」、ノルディックウォーキング学校で調査を行った「ノルディックウォーキングの取り組みについて」、竹内農園で調査を行った「地域における障害者就農の仕組みづくりについて」、北海道博物館で調査を行った「北海道博物館の取り組みについて」協議を行います。小休にいたします。御意見をどうぞ。

(小 休)

－県外調査の取りまとめについて協議－

◎池脇委員長 正場に復します。

本日、皆さんからいただいた御意見や提案については、調査出張報告書として取りまとめたいと思います。

取りまとめた調査出張報告書は、議会のホームページで公開します。

なお、細部の調整につきましては、正副委員長に一任をお願いします。

以上をもって、日程は全部終了いたしました。

これで、委員会を閉会いたします。

(13時20分閉会)